

変更履歴（令和元年10月以降）

【令和元年12月】（本文中の修正点は赤字で記載しています）

1 資料5（〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のイメージ）について

- ・ 第6条第1項 勤務時間の割振り変更について加筆
- ・ 第13条第1項第1号 「(第4号の規程による年次休暇（以下「夏季年次休暇」という。）を使用した場合を除く。）」を削除
- ・ 同項第3号 「本号」 → 「この号」
「(夏季年次休暇を使用した場合を除く。）」を削除
- ・ 同項第4号 削除（及びこれに伴う別表番号の変更）
- ・ 同項第5号 削除
- ・ 同条第5項 「夏季年次休暇及び」を削除
- ・ 別表第4 第9号に夏期休暇を加筆（及びこれに伴う号数の変更）
- ・ 第13条第1項第2号及び第3号【年度ごとに年次休暇を付与する場合】
「零」 → 「0」（4箇所）
- ・ 第14条 「すべて」 → 「全て」（3箇所）
- ・ 第15条第1項 「同条の規定の適用があったとしたならば同条第1項」 → 「同条第1項」
「の規定により」 → 「の規定の例により」
- ・ 第16条第1項 「同条の規定の適用があったとしたならば初めて同条の休暇」 → 「初めてこの条に規定する休暇」

【令和元年11月】

資料4（〇〇町(村)単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則のイメージ）について

- 第5条第2項及び第3項 「前条の規定にかかわらず」を削除

【令和元年10月】

1 資料3（〇〇町(村)会計年度任用職員の給与決定の基準及び支給等に関する規則のイメ

ージ) について

- ・ 第8条 号給の調整の対象となる経験年数の範囲を限定する場合を追加
- ・ 第12条及び第27条 給与の日割計算に関する規定を加筆（及びこれに伴う条数の変更）
- ・ 第26条 「本項において同じ」 → 「この項及び次条において同じ」
- ・ 第29条 「1週間当たりの勤務時間」 → 「1日当たりの勤務時間」

2 資料5（〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のイメージ）について

- ・ 第5条
 - 「前条第1項」 → 「第4条第1項又は前条」
 - 「前条第2項」 → 「第4条第2項又は前条」
- ・ 第13条第1項第2号【年度ごとに年次休暇を付与する場合】
 - 「同号」 → 「同号又はこの号」
 - 「取得した」 → 「付与された」（2箇所）
 - 「控除した後の日数」 → 「減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零）」
- ・ 同項第3号
 - 「日数」 → 「日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零））」
- ・ 【年度ごとに年次休暇を付与する場合の補足説明】（第13条関係） 第1項から第3号までが想定しているケース（※印部分）について説明の加筆

3 資料7（「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」についての説明）について

- ・ 令和元年7月19日及び同年8月8日の資料1の更新内容に関する説明を加筆
- ・ 「常勤職員の給料表の改定との関係」を加筆（20ページ）
- ・ 22ページの【図】の差し替え

4 資料8（「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則のイメージ」における給与決定の基準の説明）について

- ・ 16 ページに号給の調整の対象となる経験年数の範囲を限定する場合の説明を追加
- ・ 11 ページの【図2】の差し替え

過去の変更履歴

(令和元年7月19日及び同年8月8日)

【令和元年7月19日】

1 資料2（〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ）について

① 用語の訂正

- ・ 第17条 「フルタイム会計年度任用職員」→「会計年度任用職員」
- ・ 第18条第4項 「100分の3を乗じて」→「当該額に100分の3を乗じて」
- ・ 第20条第3項
「週休日の振替」→「週休日の振替等」
「割振り変更前の勤務時間」→「割振り変更前の正規の勤務時間」（2箇所）
- ・ 第22条 「100分の125」→「100分の25」

② 問い合わせのあった事項について

- ・ 用語の統一
第19条 「額の報酬を支給する」→「額を特殊勤務に係る報酬として支給する」
第20条 「報酬」→「時間外勤務に係る報酬」（3箇所）
第21条 「報酬」→「休日勤務に係る報酬」（2箇所）
第22条 「報酬」→「夜間勤務に係る報酬」（2箇所）
- ・ 脚注に説明を追加（第3条、第9条、第14条、第16条、第18条第4項、第29条、第31条、資料末尾）

③ 近時の法改正を踏まえて改訂（第24条第1項）

「退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在」→「退職し、又は死亡した日現在」

2 資料3 (〇〇町(村)会計年度任用職員の給与決定の基準及び支給等に関する規則のイメージ) について

① 条文の追加 (第29条)

② 用語の訂正

- ・ 第9条 「常勤職員」→「常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)」
- ・ 第12条 「常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)」→「常勤の職員」
- ・ 第16条 表の訂正
- ・ 第18条 表の訂正
- ・ 第27条

「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間に18を乗じて得た時間とする。」→「7時間45分に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に18を乗じて得た時間とする。」

③ 問い合わせのあった事項について

- ・ 用語の変更

第24条第2項 「通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者」→「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者」

- ・ 脚注に説明を加筆(第8条、第16条、第18条)

3 資料5 (〇〇町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のイメージ) について

① 条文の追加

- ・ 第5条(週休日及び勤務時間の割振りの特例)の追加
- ・ 上記に伴う条数等の修正

② 用語の訂正

- ・ 第13条第1項第2号 「前項」→「前号」

- ・ 第 13 条第 1 項第 3 号【年度ごとに年次休暇を付与する場合の案】
「翌年度内」→「翌年度」
 - ・ 第 13 条第 5 項
「年度の途中で年次休暇が付与された者」→「年度の途中で付与された年次休暇」
- ③ 問い合わせのあった事項に関して、資料末尾に説明を追加（第 13 条【年度ごとに年次休暇を付与する場合の案】）

4 資料 8（給与決定の基準の説明）について

- ・ 用語の変更（8 ページ）
- ・ 説明の加筆（10 ページ）

5 資料 9（非常勤職員の整理と分類について）について

- ・ 表（私人として整理する場合の方法の一例について）の追加（8 ページ）
- ・ 一般的に附属機関に該当しないとされているものの例の追加（11 ページ）

【令和元年 8 月 8 日】

1 資料 2（〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ）について

- ・ 第 14 条及び第 24 条 任期を合算する場合を規則に委任する場合の一例を加筆
- ・ 第 24 条 日額又は時間額で報酬が定められている場合にのみ平均を取る場合の一例を加筆
- ・ 第 30 条 通期に係る費用弁償について別に定める場合の一例を脚注に加筆

2 資料 3（〇〇町(村)会計年度任用職員の給与決定の基準及び支給等に関する規則のイメージ）について

- ・ 第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 27 条
「給与条例の適用を受ける職員の例による」と規定する場合の例を加筆。
- ・ 第 24 条第 2 項 別案を加筆
- ・ 第 27 条

「7時間 45 分に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に18を乗じて得た時間とする。」

→「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に18を乗じて得た時間とする。」

- ・ 第29条 第30条（委任）の規定とまとめて規定